

農山漁村振興交付金（農福連携対策）

- 農福連携に取り組む農業法人や福祉サービス事業者等に対するソフト・ハード一体的な支援
- 都道府県が行う専門人材の育成等を支援

農福連携の取組

【事業実施主体】

- ・ 農林水産業を営む法人
- ・ 社会福祉法人
- ・ 医療法人
- ・ 特定非営利活動法人
- ・ 一般社団法人
- ・ 一般財団法人
- ・ 公益社団法人
- ・ 公益財団法人
- ・ 地域協議会※
- ・ 民間企業（ほか）

※地域協議会の構成員に市町村を含むこと
※※個人に対する助成はできません※※

・ 課題の把握
・ 事例の蓄積

・ 専門人材による助言

都道府県

- 農福連携に取り組もうとする農業法人と福祉事業所のマッチングや職場定着を支える専門人材を育成・派遣

○ このほか、全国的な普及啓発や官民一体での取組により農福連携の認知度の向上及び取組を促進。

実践団体への支援

都道府県への支援

＜ソフト対策＞

技術習得や分業体制の構築

農福連携支援事業

作業の効率化や生産物の品質向上等、農福連携を持続するための取組、**ユニバーサル農園※1**の導入に必要な経費を支援

- 専門家の指導による農産物等の生産技術、加工技術、販売手法、経営手法等の習得を行うための研修、視察等
- **職業訓練的体験を提供するユニバーサル農園の運用初期に必要な管理・指導者の配置、農産物栽培に要する消耗資材等**
- 分業体制の構築、作業手順の図化、マニュアル作成

注) 雇用・就労する障害者等の賃金や法人運営費は助成対象外

【運用の拡充】

※1 将来の農業現場での雇用・就労を見据え、多世代・多属性の者が利用できる体験農園

※2 農福連携整備事業（ハード対策）の「経営支援型」を実施する場合。

＜ハード対策＞

農林水産物生産施設等の整備

農福連携整備事業

障害者や生活困窮者の雇用・就労、高齢者の生きがいづくりやリハビリを目的とした農林水産物生産施設（**農園、園路の整備を含む**）、農林水産物加工販売施設※3、休憩所、衛生設備、安全設備等の整備

※原則、併せ行うこと

※3 加工販売施設に供する農産物等は事業実施主体及び連携する者が生産したものが過半を占めること。

※4 簡易整備型（200万円）、介護・機能維持型（400万円）、高度経営型（1,000万円）、経営支援型（2,500万円）

【農福連携支援事業及び農福連携整備事業の主な要件】

農林水産分野の作業に携わる、障害者、生活困窮者（就労に向けた支援計画策定者）、高齢者（要介護認定者）を事業実施3年目までに5名以上増加させること。ただし、生活困窮者については障害者との組み合わせであって、過半数が障害者であること。

＜ソフト対策＞

農福連携を支援する人材の育成

都道府県専門人材育成支援事業

農林水産業の現場における障害者の雇用・就労に関してアドバイスする専門人材（農福連携技術支援者）※5、障害者就労施設等による農作業請負（施設外就労）のマッチングを支援する人材（施設外就労コーディネーター）等の育成

事業実施期間：1年間
交付率等：定額
上限：500万円/年

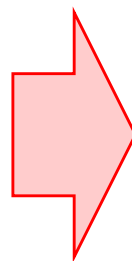
※5 農林水産省のガイドラインに基づく研修を受講し、認定された者

都道府県専門人材育成支援事業について

- 現行の都道府県支援事業のうち、農業者向け普及啓発については令和3年度限りの支援としていたところ。
- 農福連携取組を一層推進するため、令和4年度も都道府県における専門人材の育成を引き続き実施。また、事業名を都道府県専門人材育成支援事業に変更予定。

令和3年度

- ・ 農林水産業経営体及び関係団体向けの普及啓発
- ・ 農福連携技術支援者等の専門人材の育成・派遣※



令和4年度

- ・ (令和3年度までで終了)
- ・ 農福連携技術支援者等の専門人材の育成・派遣

※ 農林水産業の現場における障害者の雇用又は就労に関して農林水産業経営体、障害者就労施設の指導員、障害者本人に対し障害特性を踏まえた具体的な実践手法等をアドバイスする者の育成及び派遣
障害者就労施設等による農作業の請負等(施設外就労)のマッチングを支援する者等の育成

事業期間: 1年間、交付率: 定額(上限500万円)
2月下旬までに要望量調査を実施予定

人材の役割による補助対象範囲

区 分	育成	派遣
いわゆる「農業版ジョブコーチ」的人材	○	○
マッチング支援を担う人材	○	×

※都道府県が行うマッチングの取組に要する経費は、厚生労働省が「農福連携等による障害者の就労促進プロジェクト(工賃向上計画支援等事業特別事業)」において補助

■ 都道府県専門人材育成支援事業の具体的支援内容

【対象となる専門人材】

- ・ **現場で助言指導を行う人材**：農福連携技術支援者（いわゆる農業版のジョブコーチ。令和元年12月に農林水産省が策定した育成のためのガイドラインに基づく研修を履修）等、農林水産業の現場で具体的な実践手法等をアドバイスする人材
- ・ **マッチングを支援する人材**：農業者、障害者就労施設等のニーズを掘り起こし、両者をマッチングし、障害者就労施設等による農作業請負を推進する人材
- ・ 双方の役割を合わせ持つ人材

【事業内容】

専門人材の育成を目的とした様々な取組

- ・ 専門人材育成のための養成研修等の開催
- ・ 農福連携技術支援者等の現地派遣
- ・ 人材の育成をテーマとしたセミナーや作業見学会等の開催
- ・ 専門人材による助言・指導実績団体のとりまとめ
- ・ 施設外就労のマッチングや専門人材の派遣を効果的に行うための地域ネットワークの構築・強化 等



【予算の重点的な配分について】

以下の取組が含まれる場合に、重点的に配分します。

- ◎ **国のガイドラインに基づく、都道府県版「農福連携技術支援者育成研修」の実施**
- ◎ **専門人材育成の一環として農福連携の裾野の拡大や定着に資する県内の実践者（農林水産業経営体、福祉事業者及び関連団体）を構成員に含む地域ネットワークの構築・強化**

【支援対象経費】 ※ソフト経費

賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料（事業費の5割まで）、使用料及び賃借料、報酬 等

- ・ 人材の養成研修等の開催に要する経費（講師謝金・旅費、会場使用料ほか）
- ・ 人材の現地派遣に要する謝金、旅費
- ・ セミナー、作業見学会等の開催に要する経費（講師謝金・旅費、会場使用料ほか）
- ・ 地域ネットワークの構築に係る会議費、参集者の旅費、臨時補助員等の賃金
- ・ 実態調査に要する費用

※ 都道府県が従前から実施している経常業務に係る経費は支援の対象外です。

都道府県専門人材育成支援事業の流れ

		手 続 き の 内 容	手続きの根拠	実施者
前年度	2月 中旬 ～ 下旬	① 要望量調査の依頼（地方農政局等を経由して依頼）		農林水産省
		② 要望量調査への回答		実施主体（都道府県）
		③ 要望量調査の取りまとめ		農林水産省
事業実施年度： 令和4年度	4月 以降	1 農山漁村振興推進計画及び事業実施計画の承認申請の提出	事業実施要領	実施主体（都道府県）
		2 計画承認の通知	事業実施要領	農林水産省
		3 割当額の内示		農林水産省
		4 交付申請書の提出（割当内示後の20日以内）	交付金交付要綱	実施主体（都道府県）
		5 交付決定の通知	交付金交付要綱	農林水産省
		6 遂行状況報告書（第2四半期）の提出（10月末までに報告）	交付金交付要綱	実施主体（都道府県）
		7 遂行状況報告書（第3四半期）の提出（1月末までに報告）	交付金交付要綱	実施主体（都道府県）
		8 実績報告書の提出 （事業完了後1ヶ月以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日まで）	交付金交付要綱	実施主体（都道府県）
		9 交付金の額の確定の通知	交付金交付要綱	農林水産省
		10 完了報告書の提出（翌年度5月末までに報告）	事業実施要領	実施主体（都道府県）

※ 予算額と要望額の状況に応じ、追加の要望料調査を行う場合があります。